

幕末維新期の江戸町方住民における孝の諸相に関する一考察 —「四谷伝馬町新一丁目人別帳」データベース分析—

Filial Piety around the End of the Shogunate and the Restoration Period

—Analysis of *Yotsuya Tenmachi Shin 1 cho me Ninbetsucho* Database—

早川 雅子
Masako HAYAKAWA

Keywords : filial piety, Yotsuya Tenmachi Shin 1 cho me, Ninbetsucho Database

キーワード : 孝、四谷伝馬町新一丁目、人別帳データベース

問題の所在

四谷伝馬町新一丁目は、現在の東京都新宿区四谷二丁目の一区画である。この四谷伝馬町新一丁目の人別帳が、大倉山精神文化研究所に所蔵されている。慶応元（1865）年、明治2（1869）年の2年度分である。

新宿区四谷地区には、この他にも、「四谷塩町一丁目人別帳」「麴町十二丁目人別帳」が残されている。本稿では、この三つの町を‘四谷三町’と呼ぶ。筆者は、‘四谷三町’の人別帳をデータベース化し、その分析に取り組んでいる¹⁾。その目的は、幕末維新时期における江戸町方住民の実際の状況を確認した上で、孝道德の目的と内容、いわば孝の本質を検討することにある。

すでに、四谷塩町一丁目、麴町十二丁目の人別帳データベースを使い、両町住民世帯を分析した結果、世帯構成の特徴として、次の3点を指摘することができた。

- ① 家持・地借階層のなかには、世代継承を目的に二世帯同居する世帯がある
- ② 店借階層の男性世帯主は夫婦二人世帯を選択する傾向にある
- ③ 店借階層の高齢者（60歳以上）において、寡婦は子ども世帯との同居を選択する場合がある

この3点を前提にして孝の内容（孝行の現実）を考えると、孝には社会的階層に相応した諸相がある、という仮説を立てることができる。孝は親への孝養を第一義とするとされるが、②

の世帯では、そのような孝養は難しいからである。また、社会的階層の分化が顕在化していることも、孝道徳の内容や目的を一概に括ることの危うさを裏付けている。

本稿では、「四谷伝馬町新一丁目人別帳」データベースを使って、「四谷三町」のなかで残された一町、四谷伝馬町新一丁目の内部構造を考察する。具体的には、(1) 住民構造の分析を通して、社会的階層分化の状況を明らかにする、(2) 住民構成の分析を通して、住民世帯の特徴を明らかにし、さらに、二世帯同居世帯の状況から世代相続や親の扶養の可能性をさぐる。

「四谷伝馬町新一丁目人別帳」のデータ量不足は否めない。しかし、「四谷三町」との比較考察を交えることによって量的不足を補い、住民世帯の実態に迫りたい。

1. 四谷伝馬町新一丁目概況

1.1 町人地

四谷伝馬町新一丁目は、寛文8（1668）年、四谷御筆筒町の八兵衛が、「伝馬助役相勤める」を条件に開いた町人地である²⁾。それより遡ることおよそ30年、寛文13（1636）年に町屋となった四谷伝馬町一丁目の続町という理由から、四谷伝馬町新一丁目の町名が付いた。四谷伝馬町一丁目・二丁目・三丁目、四谷塩町一丁目・二丁目・三丁目とともに、江戸城内御能拝見が許される古町ではあるが、「拝観者委細は伝馬町一丁目を通して上申する」³⁾ ことになっていた。その町柄は、四谷伝馬町一丁目を始め、先の六町に続く位置にあったといえよう。



【図1】

四谷伝馬町新一丁目（以下、「伝馬町新一丁目」と略）は、甲州道中を挟んで麴町十三丁目の南側に位置する片側町である。【図1】は、明治7（1874）年刻成『東京大小区分図』をトレースした四谷地区の略図である⁴⁾。町の北側が甲州道中に面していることがわかる。人別帳が残る町の一つ、四谷塩町一丁目は、外堀に面した両側町で、甲州道中からは離れた位置にある。もう一つの町、麴町十二丁目は、北側ブロック・南側ブロック・西側ブロック内の二区画が、甲州道中に面している。

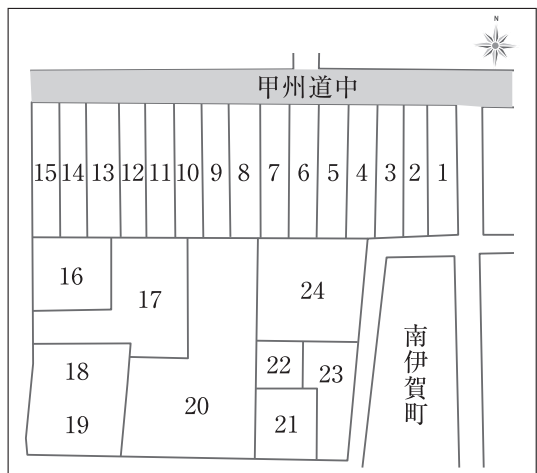
一般に、町屋敷の設計では、道に面した土地は商用地に利用される。実際、「四谷伝馬町新一丁目人別帳」分析からも、商売に携わる世帯が多いという結果が出ている。甲州道中沿いの町という地理的地理条件は、伝馬町新一丁目を特徴付ける一つの要素である。

町地の広さは、東から西へ表・裏幅とも田舎間84間3寸、北から南へ東方・西方とも奥行20間（他、西念寺横町・天王横町に町内持分道幅）。東西の一辺が151余メートル、南北の一辺が36メートル、総坪数1611坪（約5550㎡）の細長い四角の地形である。

【図2】は、前出『東京大小区分図』の伝馬町新一丁目部分をトレースした地図である。地図中1番地～15番地の甲州道中に面した区画が、人別帳記録時点での町地である。16番地～24番地は、明治5（1872）年に編入された旧旗本武家屋敷などで、明治7年刻成の地図には編入区画も町域に含まれている⁵⁾。

【図2】によれば、町は15の番地に区割りされている。「慶応元（1865）年度 四谷伝馬町新一丁目人別帳」の記録は、家持・源七（及び、源七差配下の町屋敷）、11人の家守差配下の町屋敷、五人組持2区画の合計14に分割し、地面ごとの居住世帯情報を書き入れている。家持・源七（及び、源七差配下の町屋敷）の箇所は、「明治2年（1869）年度 同町人別帳」では、源七後継の家持・はな世帯と、源七養子の家守・直七差配下の世帯とに分けて記録されている。遅くとも明治2年度記録時点では、源七差配下の区画は2区画とみなされており、町屋敷数は15であったと考えられる⁶⁾。

町方人別帳の分析では、町屋敷を分別する記号（町屋敷番号）が不可欠である。町屋敷にはそれぞれの特徴があり、その町屋敷の集合体として町は成立するからである。本稿では、「慶応元年度 人別帳」の記録順に、地面ごとに1～15の町屋敷番号を振った。この番号は、明治2年度と同一でなければならない。そのため、慶応元年度の家持・源七（及び、源七差配下の町屋敷）は2区画と解釈している。もちろん、この町屋敷番号は、【図2】の番地に対応するものではない。



【図2】

地形の特徴としては、二点を挙げるができる。第一は、個々の町屋敷の形である。【図2】をみると、15の町屋敷の間口は、ほぼ等間隔に区切られているから、各屋敷の間口は10メートル前後であろう。一つの町屋敷は、間口の幅が表・裏ともに東から西へ10メートル程度、奥行きが北方・南方ともに北から南へ36メートル程度の細長い四角形である。ほぼ均一の長細い15の町屋敷が甲州街道に沿って東から西へ列をなして連なる、これが伝馬町新一丁目の地面である。当然のことであるが、15の町屋敷の間には格差が存在する。しかし、均質な町屋敷による構成、換言すれば、際だって広い間口の町屋敷が存在しないことは、住民構造と関連するのみならず、これといった旧家がないという四谷地域における町の格にも反映される。例えば、四谷塩町一丁目には、『文政町方書上』にもその名が載る医師・千葉元昌、家持・五兵衛という旧家がある。両家の屋敷が一際広いこと、地図を開けば一目瞭然である。

第二は、「新店」と称される裏店である。新店の開設も、36メートルと長い奥行きの地形と関連する。『文政町方書上』には、地主たちが手前勝手に新店を開設した経緯が記されている。「甲州道中から南に向かう奥行きの中程に、東から西へ町地を貫く路地を通し、路地奥側（南側）の地面に家を建てて「新規抜裏」を構えてしまった。この裏店部分を「新店」と称してきた⁷⁾、とある。したがって、実際には、伝馬町新一丁目の町地は、甲州道中に面する北側ブロックと、私設の路地を挟んで奥に新設した南側ブロックとの2ブロックから構成される。いうまでもなく、この新店もまた、住民構造と関連する。

1.2 人口・住民世帯

【表1】は、慶応元（1865）年4月、明治2（1869）年4月時点における伝馬町新一丁目住民の人口・世帯数である。なお、明治2年度のデータには、無人別者3世帯7人が含まれる。比較考察のため、元治2（1865）年4月時点における四谷塩町一丁目住民、及び同時点における麴町十二丁目住民の人口・世帯数を付記した。元治2年は4月に慶応と改元されており、三町の人口・世帯数は同年度のものである。煩雑を避けるため、以下の記述、及び【表】中の年号は、西暦表記とした。

【表1】網掛けは、住民世帯の社会的階層を上中階層・下層に二分し、各層の世帯数（括弧内は、構成比率）を算出した数値である。社会的階層の判別基準としては、居住階層に着目した。家屋敷の所有、あるいは自前の建物を所有するだけの財力、もしくは住民を管理掌握する権利や能力を根拠にして、家持・地借・家守の三つの階層を上中階層、店借を下層と設定している。

【表1】の考察に先立ち、留意点を二点挙げる。第一点は、名前の上に紙を貼った箇所の解釈である。【表1】1869年の欄、世帯数（1）・人口（10）と（ ）に入れた数値が‘貼紙’の件数で、1世帯4人、召仕6人が該当する⁸⁾。貼紙には、町外転出事由を記した紙（1世帯4人、召仕4人）、及び白紙（召仕2人）がある。町外転出事由とは、「此者、武州入間郡所沢へ引込候ニ付消⁹⁾」、「請人方へ引渡申候¹⁰⁾」などの記録で、こうした事由を記した紙が名前の上

に貼られている。名前は貼紙で隠されているため、貼紙を捲らないと読むことはできない。まして白紙の場合は、転出記録がないから、町内に居住した痕跡が消されてしまうことになる。

通常、人別帳の記録では、町外へ転出した者には、転出した日、転出先、転出理由などを記した上で、さらに、除の印を押して人別帳から削除したことを明示する。もちろん、伝馬町新一丁目でもこの記録方式に則っている。ところが、貼紙のケースでは、貼紙の下の名前をはじめ、出生地や宗旨寺、年齢や続柄、請人までも記されているが、除の印が押されていない。町外転出者の記録方式を取らず、紙を貼ったのである。貼紙には意図するところがあると解するのが妥当であろう。

本稿では、貼紙が意図するところを、調査開始時点の在住自体を削除したと解釈している。すなわち、貼紙の主は、調査開始時点には町内に在住していた（していなかったが、在住しているとみなされていた）者で、年度途中の状況から判断して、そもそも年度初めから在住していなかったと捉えた方が状況に適合する者、と解したのである。この解釈にもとづき、データの算出や分析では、貼紙の1世帯・10人は、1869年4月時点で町内に在住していなかった者、として扱った。

第二点は、慶応4（1868）年正月十九日に、火事を出していることである。『四谷塩町一丁目 書役徳兵衛日録』には、「伝馬町新壱丁目多三郎店古着渡世元蔵居宅より出火致し…」と記録される¹²⁾。日録によれば、火事は南方へは路地の奥まで、西は隣接する伊賀町二丁目方まで延焼、類焼面積は、東西に延39間、裏行（南北）に平均9間ほどである。町地の約半分が消失したといえる。明治2（1869）年人別帳は、火事から約一年後の記録であり、火事の影響を考慮する必要がある。

【表1】の考察に入ろう。ここでは、1865年の人口・世帯数を取り上げる。伝馬町新一丁目の人口379人・世帯数97世帯という規模は、同じく1865年の四谷塩町一丁目、麴町十二丁目と比べると小さい。これは、片側町である町地の面積（総坪数1611坪・約5550㎡）によるもので、町地の広さは四谷塩町一丁目（3065坪5合・約10200㎡）、麴町十二丁目（3872坪3合3勺9才・約9500㎡）の6割にも満たない。この町地に両町の世帯数の7割弱に相当する379

【表1】 四谷三町の世帯数・人口

世帯数単位（世帯）・人口単位（人）

	伝馬新1 1865	伝馬新1 1869	塩町1 1865	麴町12 1865
家持	1	1	4	4
家守	11	10	13	6
地借	29	30	41	71
上・中階層	41 (44%)	41 (55%)	58 (43%)	81 (56%)
店借	52	33 (1)	77	63
下層	52 (56%)	33 (45%)	77 (57%)	63 (44%)
記載なし	3			
世帯数	96	74 (1)	135	144
人口 (人)	379	292 (10)	567	580

* () は、貼紙件数

*伝馬新1・1865年の階層比率の母数は、総世帯数から記載なし世帯数を除いた93世帯

* () は、名前の上に紙が貼られているデータ数である。ここでは、調査開始時点の在住自体を削除したと解釈し、データ件数に含めない。

人が居住しているのだから、人口密集度は両町よりも高い。世帯構成員の平均人数は3.52人、夫婦二人と子ども一人か、せいぜい二人からなる小家族というのが典型的な世帯像である。1865年の人口・世帯数からみると、細長の狭い町地に小家族がひしめき合う町といったイメージがわく。

次に、1865年における伝馬町新一丁目の居住階層を、四谷塩町一丁目、及び麴町十二丁目との比較を交えて考察する。

1865年4月時点、伝馬町新一丁目の居住階層は、家持、家守、地借を合わせた上中階層が41世帯、全世帯に占める割合44%である。店借、すなわち下層は52世帯、比率56%と、上中下層を上回る。下層世帯が上・中階層世帯を上回るという住民世帯構成も、さらに、二つの階層の比率も、四谷塩町一丁目の住民世帯構成、及び比率（上中階層43%・下層57%）にほぼ等しい。このように下層世帯が半数以上を占めるのは、地借世帯が相対的に少ないからである。地借世帯の比率は、両町ともに約3割に過ぎない。

ところで、伝馬町新一丁目は甲州道中沿いの町である。その地理的条件は、麴町十二目に近い。「麴町十二丁目人別帳」からは、常設店舗が軒を連ね、街道を行き交う人相手の商売、あるいは物流に関わる商いを営む町の姿を読み取ることができる。これら店舗経営の担い手は、全世帯のほぼ半数を占める地借である。甲州道中沿いという地理的位置は、常設店舗を構える商売に好適であり、商売を営むだけの経済力を有する階層の構成比を上げている。地借が上中階層の比率を押し上げ、住民世帯構成は上中階層56%・下層44%と、上中階層が下層を上回る。

後述するように、伝馬町新一丁目住民世帯の職業は、商業がほぼ半数に上り、甲州道中沿いという地理的条件を反映している。にもかかわらず、地借層の割合は、麴町十二目に比して低く、街道から離れて位置する四谷塩町一丁目に近い。

その理由として、先ず挙げたいのは、間口10メートル程の細長く、ほぼ相似する15の町屋敷が並んで連なる、という町の地形である。間口10メートルの地面に建つ表店一軒の間口は二、三間であろう。小規模な表店が街道沿いに軒を連ねて立ち並んでいたと思われる。表店の数も、表店に常設店舗を構える地借の世帯数も限られるだろう。

地形に関連して、さらに大きい理由は、「新店」の存在である。町の中ほどを東西に渡した路地の南側ブロックには、「新店」と称される裏店が建つ。住民の階層の大半は、店借であろう。「新店」に暮らす世帯が多ければ多いほど、住民世帯構成における下層の割合は上昇する。

「新店」のように、道側の面の奥は、都市下層の住宅地、裏店として使われる。道から奥まった地面が広いほど、下層の割合が高い住民世帯構成になる。前掲【図1】をみると、四谷塩町一丁目町地には、御堀端から奥へ長く伸びた地面、往還道を挟んだ南側ブロックの裏地など、裏店に適した地面が多い。また、麴町十二丁目の住民世帯構成が、地借が半数を占めるにもかかわらず、下層もまた上中階層に伍さんとする程の割合を占めるのは、甲州道中から奥まったところに位置する西ブロックがあるからである。

明治2（1869）年のデータも検討しておこう。人口・世帯数は292人・74世帯と、1865年の8割弱までに減少する。そして、居住階層は、上中階層が下層を上回り、その割合は1865年の麴町十二丁目に匹敵する¹³⁾。【表1】からは、居住階層構成比に変化が生じた要因として店借の減少を読み取ることができる。店借は、1865年の52世帯から実に19世帯減の33世帯まで減少している。この店借減少の原因としては、前年正月の火事を挙げることができよう。1869年までに転入した世帯の半数近くは、地借・家守である。また、継続居住する店借4世帯が地借に転じ、加えて、居住階層不明（記載なし）1世帯も地借になっている。火事からの復興は、甲州道中に面する表店区域から始まり、裏店区域までは至っていなかったのではなかろうか。地借世帯が増加した結果、上中階層が下層を上回るといふ階層構成比に転じたと思われる。

1.3 職業

【表2-1】は、1865年4月、及び1865年4月における伝馬町新一丁目在住世帯主（名前）の職業を職種別に分類、集計した表である。後段の【表2-2】では、職種を「商の部」「工の部」「雑業の部」の三業種に分類、集計した。また、

1865年4月における四谷塩町一丁目（塩町1）、麴町十二丁目（麴町12）の分類表も併記した。

【表2-1】職種では、豆腐渡世、鋳職人といった職業記録の末尾に付く文字、あるいは仕事の内容性質に着目してカテゴリーを立てた。豆腐渡世は「渡世」、鋳職人は「職人」である。同じ商いでも、青物売や肴売など、振り売り形態の商いが想定される職業は、「〇〇売・稼・棒手振」に分類した。

【表2-2】業種は、明治5（1872）年3月実施「工商業銘調書」の職種に準じて、「商の部」「工の部」「雑業の部」の三種を設定した。三業種の

【表2-1】 四谷三町 名前人の職種

単位（世帯）

	伝馬新1 1865	伝馬新1 1869	塩町1 1865	麴町12 1865
記載なし	7	7		1
宿・陸問屋			2	3
商売	7	1	3	50
渡世	40	43	35	9
職人	22	9	46	38
〇〇売・稼・棒手振	6	2	4	17
人足・車力・鳶	4	4	3	3
日雇稼	7	6	29	15
賃仕事	2	1	9	4
按摩・雑業	1	1	3	2
人足請負				1
医者			1	
書役				1
総計	96	74	135	144

【表2-2】 業種（商業・工業・雑業）構成比（%）

	伝馬新1 1865	伝馬新1 1869	塩町1 1865	麴町12 1865
商の部	49.0	59.5	28.1	43.8
工の部	22.9	13.5	34.1	26.4
雑業の部	28.1	27.0	37.8	29.8

類別は、職種のカテゴリーに基づいている。職種「渡世」「商売」を「商の部」、職種「職人」を「工の部」、商工に分類しにくい職種を「雑業の部」分類に分類している。「雑業の部」に類別した職種として、「〇〇売・稼・棒手振」、「記載なし」がある。前者「〇〇売・稼・棒手振」は、一定した商品を扱うとはみなしがたい都市雑業の一種と解され、後者「記載なし」は、家守（1865年2世帯、1869年3世帯）がいるものの、商工には分類できないからである。その他、麴町十二丁目に、「宿・陸問屋（百姓宿・陸付問屋の略）」「人足請負」がいるが、この二職種は「商の部」に分類した。

伝馬町新一丁目在住世帯の職業の特徴として、第一に指摘できるのは、「渡世」「商売」といった業種「商の部」の多さである。四谷塩町一丁目、麴町十二丁目の職種と業種を比較すると、三町それぞれの特徴を読み取ることができる。四谷塩町一丁目は、「職人」の構成比が高く、さらに「日雇稼」「賃仕事」など「雑業の部」の構成比はそれを凌ぐ。つまり、手に職を持つ人や住まいを仕事場にする人、あるいは、其日稼ぎの人にとって適した町だといえる。この職業にみる町の性格は、地理的条件と相関する。前述のごとく、四谷塩町一丁目は、甲州道中から離れた場所に位置し、また、都市下層住民の住宅地（裏店）に適した地面を多くかかえている。

麴町十二丁目の職業構成は、伝馬町新一丁目と共通する。1865年における両町の業種構成比では、「商の部」がともに4割を超えている。甲州道中沿いの町という地理的条件が両町の職業構成比に反映されているといえよう。しかし、職人、あるいは雑業従事者も半数以上を数える。これは、麴町十二丁目には街道沿いの土地と街道裏手の土地という対照的な地面があり、街道裏手の地面には全世帯数のほぼ半数を占める雑業従事者が暮らしているからである。

ところで、伝馬町新一丁目と麴町十二丁目は、業種「商の部」の構成比は共通性を有するものの、職種には相違が認められる。1865年の職種をみると、伝馬町新一丁目は「商売」7世帯・「渡世」40世帯、麴町十二丁目は「商売」50世帯・「渡世」9世帯である。すなわち、伝馬町新一丁目では職種「渡世」に就く世帯が多く、麴町十二丁目では職種「商売」に就く世帯が多い。この傾向は、伝馬町新一丁目1869年の職種ではより顕著になり、「商売」1世帯に対して、「渡世」世帯は43となっている。この相違は、何を意味するのだろうか。

「麴町十二丁目人別帳」分析によれば、同町における職種「商売」は、明樽商売、練物商売のように、常設店舗を構えての商売が想定される商業を意味する。「渡世」は、両替渡世のようにサービス業に類する仕事内容で、こちらも常設店舗営業が想定される。ただし、「渡世」と記録された世帯が、別の年度には「商売」に変わっている場合もあり、区別は曖昧である。特徴的なのは、「商売」「渡世」とともに地借階層が大多数を占めている点である。前掲【表1】の地借階層71世帯は、これら商業就業世帯である。

【表3】は、伝馬町新一丁目住民世帯名前人の職業を、居住階層別に分類した表である。店借が、「渡世」「商売」に就いていることがわかる。1865年では、「渡世」13世帯・「商売」2世帯と商売就業37世帯の4割を占めており、決して微少ではない。商業就業世帯の居住階層

に相当数の店借が含まれる、これは麴町十二丁目との相違点である。

伝馬町新一丁目の「渡世」「商売」は、何をどのような方式で商っていたのだろうか。1865年の商いを検討しよう。

まず、地借・家守・家持ら上中階層の商いである。「商売」5世帯は、質屋、提燈屋、貸本屋、人形屋、漬物屋。「渡世」25世帯には、枳酒渡世2世帯、春米渡世2世帯、豆腐渡世2世帯などがある。「渡世」のなかには、貸本渡世、漬物渡世もいる。「商売」と「渡世」とを明確に区別していたかの判断はつきかねる。

商う品物はいたって一般的で、この町にでも一軒や二軒は必ずある見世屋ばかりである。町を特徴付けるような伝馬町新一丁目ならではの品物、老舗といえるような見世屋はみあたらない。見方を換えれば、町を特徴付ける商品がないからこそ、大店や専門店が存在しない均質な店が立ち並ぶのであろう。ちなみに、麴町十二丁目は、古着商が集結し、四谷地区の古着集積地といわれている。

また、商売の形態は、枳酒渡世1世帯は家持であること、春米や質屋などの商いの性格、なによりも地借・家守といった居住階層から、常設店舗経営だと推定できよう。

次は、店借15世帯の商いである。「商売」2世帯は、鳥屋・芋屋。鳥を売る・芋を売るという、まさに物を売る仕事である。「渡世」13世帯の内訳は、以下のようになる。

古着・袋物・煙草・木具・草履・糠・汁粉・紙油・青物：各1世帯

古物・小間物：各2世帯

「渡世」が商いもまた、物を（作って）仕事である。「古着渡世」を「古着商売」のように、「渡世」を「商売」に替えても違和感を覚えない。物を売るという点では、「渡世」「商売」に違いはない。商う品物は、どこでも売られている物で、これといった特徴はない。「渡世」「商

【表3】 四谷伝馬町新一丁目居住階層別・名前職業

単位（世帯）

階層	職種	1865年 (慶応元)	1869年 (明治2)
家持	渡世	1	1
家守	渡世	7	6
	職人	2	1
	記載なし	2	3
地借	渡世	17	27
	商売	5	1
	〇〇売・稼・棒手振	1	1
	職人	4	3
	人足・車力	1	
	日雇稼		1
	記載なし	1	
店借	渡世	13	8
	商売	2	
	〇〇売・稼・棒手振	5	1
	職人	15	6
	人足・車力	3	4
	日雇稼	7	5
	賃仕事	2	1
	按摩・雑業	1	1
記載なし	4	4	
総計		96	74

売」区分の曖昧さ、商う品物の特徴のなさ、これらの点は上中階層の商いと共通する。

しかし、商売の形態は、異なるようだ。煙草、草履、青物といった品物の性質、店借という居住階層から押し量れば、必ずしも店舗経営である必要はない。振り売りの方式、あるいは店舗といっても、仮設の店構えでも十分に賄うことができるだろう。そもそも伝馬町新一丁目は、店借15世帯までもが表店を構える程の用地はない。店借の商業世帯は、「新店」の裏店に住み、振り売りや仮設店舗の形態で、物を売っていたと考えられる。

このように、「渡世」「商売」という言葉は、商う品物、階層の相違、常設店舗の有無などという経営形態とは関わりなく使われている。要するに、「渡世」は、まさに文字通りの意味で使われているのである。すなわち、物を売って暮らしを立てる稼業という意味である。

伝馬町新一丁目の商業には、店借階層も就業する職業で、店舗経営のみならず、振り売り方式の零細な経営規模も含まれる。常設店舗の有無などという経営形態や階層に関わりなく、物を売る事を生業とする仕事を一括して表す用語が、「渡世」だといえる。伝馬町新一丁目住民世帯の半数は、社会的階層に関わりなく、物を売る仕事を生業にしていたのである。この階層と経営規模が、地借が常設店舗経営をしていた麴町十二丁目との相違点である。商業の町・伝馬町一丁目は、小商いが集まる町である。

2. 四谷伝馬町新一丁目住民

2.1 住民構造

一つの町は、多様な住民から構成される。一步町へ踏みこめば、階層も職業も世帯構成も異なる住民たちの暮らしをみることができる。以下、伝馬町新一丁目の内部構造を、住民構造と世帯構成の観点から考察する。

住民構造の考察では、住民世帯の特質を分析する視点として、社会的階層を取り上げる。伝馬町新一丁目という町は、町内15の町屋敷に、どのような社会的階層の住民世帯が居住し、どのように連関することによって成立しているのだろうか。

本稿では、住民世帯の社会的階層を判別する基準として、居住階層、職業、転出入状況の三点を設定する。三点はいずれも人別帳から読み取ることができ、かつ四谷塩町一丁目、麴町十二丁目とも共通する基準である¹³⁾。そして、三点は相互に関係し合っており、三点を総合することによって社会的構成要素としての住民世帯の位置を知ることができる。この社会的階層は、居住階層とほぼ対応しており、家持・地主・家守の上中階層と、店借の下層とに二分することができる。

すでに、四谷塩町一丁目、麴町十二丁目における住民構造の分析を通して、一つの町の内部には社会的階層の分化が存在することを示してきた。この社会的階層の分化は、主に三つの場で確認することができる。すなわち、町屋敷相互の間、一つの町屋敷内部、同一の居住階層の間である。一つの町は幾つかの町屋敷から構成されるが、町内における町屋敷の格はそれぞれ

に異なる。町屋敷住民の社会的階層は固定化する傾向にあり、その住民構成が町屋敷を格付ける要因になるからである。こうして、町屋敷相互の間において社会的階層の分化が現れる。町屋敷内部に目を転ずると、そこは表店と裏店に分かれ、地借階層と店借階層が一つの地面に住まう空間である。町屋敷内部という場においても、住民世帯の社会的階層の分化が顕在する。さらに、同一の居住階層の間においても、職業、世帯構成、江戸定着期間などの諸要素が相関して、階層分化が生じている。

【表4】は、伝馬町新一丁目15の町屋敷ごとに、調査年度開始時点1865年、及び1869年4月における在住世帯数を居住階層別に算出し、その下に調査期間中に町内に転入・町外へ転出した件数を追記した表である。表中、白抜き欄中央の数値が4月時点在住世帯数、網掛け欄が転出入世帯数である。その下、二段目の【別表】は、調査年度最終時点3月における在住世帯数、及び抹消世帯数である。抹消世帯数とは、1865年度調査最終時点、すなわち、1866年3月に在住していたが、1869年度調査開始時点4月には記録が無くなっている世帯の数である。つまり、抹消世帯とは、3年の間に町外転出した世帯を意味する。なお、以下の論述では、町屋敷番号を〔番号〕と表記する。例えば、〔町屋敷番号1〕は〔1〕である。

【表4】からは、町屋敷ごとの在住世帯居住階層、1865年度と1869年度との各一年間の居住階層別転出入状況を読み取ることができる。前述のように、伝馬町新一丁目では、1866年3月から1869年4月までの3年間に、火事の影響もあり、人口が激減するとともに、住民構造も変化した。この点を考慮し、1865年のデータをもとに社会的階層分化を検討することにし、1869年のデータ、及び二段目の【別表】は、住民構造の流動性の検討で用いることにする。

第一に指摘することができるのは、町屋敷内部の社会的階層の分化である。この階層分化は、転出入件数から読み取ることができる。【表4】網掛け欄、1865年1年間の転出入件数をみると、上中階層（家持・家守・地借）と下層（店借・記載なし）の間には、明らかな相違が認められる。転出入世帯は、下層に集中する。上中階層では、〔4〕で地借が1世帯転出したのみである。この傾向は、地借に転出入の動きがあるものの、1869年にも共通する。

一定期間の継続的な居住には、それを支える職業や経済力が必要である。店舗経営や専門職などの安定した職業に就いて生活基盤を築かねば、長期間の継続居住はのぞめない。単純作業や雑業ならば、同じ町内で落ち着くよりも、より高い稼ぎを求めて移動をした方が生活の維持には効率的である。居住階層と居住期間、職業や経済力とは相関しており、上中階層ほど居住期間は長く、安定的な職業に従事し、下層ほど移動の頻度は高く、雑業従事が多くなる。

【表5】は、1865年4月時点における町屋敷別在住世帯を居住階層で区分し、各世帯名前人の職種を集計したものである。店借階層の職種には、日雇稼、賃仕事など、地借にはみられない店借特有の其日稼ぎの雑業が含まれている。その他、職人世帯が15世帯と最も多いが、その仕事内容は単純な肉体労働だったと思われる。

次に、【表4】【表5】を用いて、町屋敷相互の間における社会的階層の分化の状況を検討する。ここでは、居住階層構成比に転出入件数、及び職業を重ね合わせる方法をとる。

【表5】1865（慶応1）年 四谷伝馬町新一丁目 町屋敷別 階層・職種

単位（世帯）

階層	職種	町屋敷															総計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
家持	渡世	1															1	
家守	渡世				1	1						1	1	1	1	1	7	
	職人			1					1								2	
	記載なし							1		1							2	
地借	渡世			2	3	1			1	1		1	2	1	2	3	17	
	商売			2				1	1	1							5	
	〇〇売・稼・棒手振			1													1	
	職人			2			1					1					4	
	人足・車力														1		1	
	記載なし							1						1			1	
	渡世				2	1		3		2	2	2			1		13	
	商売									1							1	2
	〇〇売・稼・棒手振				2									2	1			5
	職人				4		4	1		1	1	1	1		1	1		15
店借	人足・車力				1			1							1		3	
	日雇稼				2					1	1		1	2			7	
	賃仕事				1									1			2	
	按摩・雑業								1						1		1	
	記載なし									1			1			2	4	
記載なし	渡世		1		1												2	
	職人												1				1	
総計		1	1	8	17	3	5	8	4	8	4	7	6	5	11	8	96	

先ず、各町屋敷の居住階層構成比（家持・地借・家守を上中階層、店借を下層）に着目する。伝馬町新一丁目は、在住世帯数が少ない町屋敷が少なからずあるため、すべての町屋敷群を明確に分類することは難しい。しかし、階層構成比が対照的な町屋敷群として、A、B二つの群を取り出すことができる。

〔A群〕 上中階層のみ、もしくは、上中階級と1世帯の下層…〔1〕〔3〕〔8〕

〔B群〕 下層世帯が上中階層より2世帯以上多い…〔4〕〔6〕〔7〕〔9〕〔10〕〔14〕

ことに、〔A群〕〔1〕〔3〕は、1859年になっても階層構成に変化はなく、転出入件数も僅かである。〔A群〕の町屋敷は、上中階層からなる階層構成が固定し、それに適合する世帯が居住すると考えられる。

一方、〔B群〕町屋敷に1865年度の転出入頻件数を重ねると、より特徴的な町屋敷を取り出すことができる。〔B群〕の〔4〕、〔9〕である。特に、〔4〕は転出件数が著しく多い。1865年1年間に、地借1世帯、店借5世帯、階層不明1世帯の計7世帯が転出、店借3世帯が転入、店借世帯の半数近くは入れ替わっている。店借が頻りに転出入するため、町屋敷内の構成は定まる時がほとんどなく、流動的である。

また、A、B各群の町屋敷に職種を重ねると、各群の主要な職種が明らかになる。〔A群〕の主な職種は、「渡世」「商売」である。なお、〔3〕の「〇〇売・稼・棒手振」1世帯には、注記が必要だろう。地借・花売・市五郎（江戸出生、48歳）である。1865年、市五郎世帯は、妻かね（江戸出生、46歳）と倅金太郎（江戸出生、23歳）の3人世帯である。1869年4月になると、市五郎夫婦は他所へ転出し、倅金太郎が妻帯、世代継承を果たしている。つまり、親夫婦世帯は、倅の妻帯を機に倅夫婦世帯との二世帯同居ではなく、一世代独立を選択したのである。もっとも、市五郎夫婦は転出したとはいえ、世帯自体は代がわりをして地借のまま5年以上は継続居住している。花売とはいえ、振り売り形態の日銭稼とは到底思われない。

〔B群〕の職種では、「渡世」「商売」のみならず多岐にわたり、店借特有の其日稼ぎの雑業が含まれている。特に、〔3〕〔14〕には、伝馬町新一丁目では数少ない職種といえる日雇稼、賃仕事がそれぞれ2世帯暮らしている。

以上のように、居住階層比、転出入、職業を総合すると、町屋敷相互の間に社会的階層の分化を認めることができる。すなわち、「渡世」「商売」を営む上中階層からなる固定的な町屋敷群、都市雑業を含む下層世帯が過半数を占め、屋敷内構成世帯の流動性が高い町屋敷群との間に存在する分化である。

移動状況の分析には、長期間データが必要であり、2年度分のみでは量的不足は否めない。また、伝馬町新一丁目人別帳の場合、居住期間を推定する記録に乏しい¹⁴⁾。そこで、移動状況や居住期間を補う要素として、住民構成の変動性という視点を追加した。

ここで使うデータは、抹消世帯数である。抹消世帯とは、1866年3月から1869年4月までの3年の間に町外転出した世帯で、【別表】にまとめている。母数の大きさを勘案しなければならないが、1866年3月在住世帯数に対する抹消世帯数の比率が大きい程、住民世帯構成の流動性が高いといえる。町屋敷における住民世帯構成の流動性は、移動の頻度に連動しており、居住階層や職業に相関する。この三点を総合すれば、町屋敷相互間における社会的階層の分化が明らかになる。

各町屋敷の抹消世帯数をみると、〔1〕を除けば、抹消世帯無しという町屋敷は皆無ではあるが、1866年3月在住世帯数の半数以上が転出した町屋敷が10区画、3分の2にのぼる。伝馬町新一丁目住民世帯構成の変動性は、流動的傾向にあるいえるだろう。

この流動的傾向を象徴するのが、家守の変動である。1865年と1869年の家守が変わっている町屋敷は、実に8区画を数える。交代した家守のうち、〔1〕源七は死亡し、養子・直七が後を継いでいる。〔5〕善次郎は、〔4〕徳兵衛の倅で、1865年は〔5〕に独居していたが、1869年までに家守を退任して父親・徳兵衛方に同居している。その他の家守、〔7〕平兵衛、〔8〕平左衛門、〔9〕太三郎、〔11〕吉兵衛、〔12〕幸吉の5人（5世帯）は、町外転出している。そして、1869年の家守をみると、〔5〕退任した善次郎後任の金兵衛、〔10〕好五郎の2区画が転入世帯、〔9〕〔11〕は五人組持になっている。1865年居住世帯が町内移動や世代交代をして就任した区画も、3つある。〔7〕孝助は、〔9〕店借から町内移動、〔8〕元蔵は、先の元蔵の養子、〔12〕

長兵衛は、〔7〕地借からの町内移動である。このように、家守は、落ち着かない。そもそも家守は、町屋敷を差配する地位にある。三年間の間にこれほど多くの家守が交代した例は、四谷塩町一丁目、麴町十二丁目にはみられない。ちなみに、麴町十二丁目では、25町屋敷を21人の家守が差配し、元治2（1865）年から明治元年（1868）年の3年の間に交代したのは、5世帯のみである。

2.2 世帯構成

【表6】は、伝馬町新一丁目在住世帯の世帯構成を、ハメル-ラスレット分類法（H-L分類法）に基づいて分類した表である¹⁵⁾。商業従事世帯が多いという共通性に着目し、1865年4月における麴町十二丁目世帯構成を付記した。

H-L分類法は、夫婦家族単位（Conjugal Family Unit, CFU）を基本とする。CFUは、夫妻と未婚の子供たちからなる家族単位である。夫婦のみ、片親と未婚の子供たちから成る家族も、CFUに包括される。一組のCFUから成る家族世帯、つまり、世帯主のCFUのみの家族世帯を、「類型3：単純家族世帯」という。H-L分類法では、類型3を基準にして、世帯構成を五つの類型に分類する。〔類型1〕自身のCFUを構成していない単身者（独立世帯）、〔類型2〕自身のCFUを構成していない単身者が同居（非家族世帯）、〔類型3〕世帯主のCFUのみ（単純家族世帯）、〔類型4〕世帯主のCFUと自身のCFUを構成していない単身者からなる（拡大家族世帯）、〔類型5〕世帯主のCFUと副次的CFUから成る（多核家族世帯）である。これら五つの類型には、それぞれ幾つかの下位分類が設定される。そして、五つのどれにも分類できない世帯は、〔類型6〕に入れる。

【表6】白抜きの数値は、世帯構成を〔類型1〕～〔類型5〕の5類型に分類して算出した類型単位の世帯数と構成比である。網掛け部の数値は、各類型を下位分類

【表6】伝馬町新一丁目 家族形態（単位：世帯）

	伝馬新1 1865		伝馬新1 1869		麴町12 1865	
	世帯数	総計比	世帯数	総計比	世帯数	総計比
1	10	10.4%	6	8.1%	20	13.9%
1a	1	1.0%	1	1.4%	4	2.8%
1b	9	9.4%	5	6.8%	16	11.1%
2	3	3.1%	3	4.1%	4	2.8%
2a	1	1.0%	2	2.7%	2	1.4%
2b	2	2.1%	1	1.4%	2	1.4%
3	64	66.7%	46	62.2%	68	47.2%
3a	8	8.3%	11	14.9%	9	6.3%
3b	48	50.0%	29	39.2%	42	29.2%
3c	5	5.2%	4	5.4%	7	4.9%
3d	3	3.1%	2	2.7%	10	6.9%
4	14	14.6%	12	16.2%	27	18.8%
4a	9	9.4%	5	6.8%	11	7.6%
4b		0.0%	1	1.4%	1	0.7%
4c	4	4.2%	4	5.4%	9	6.3%
4d					4	2.8%
4e	1	1.0%	2	2.7%	1	0.7%
4f						0.0%
5	5	5.2%	7	9.5%	24	16.7%
5a	2	2.1%	2	2.7%	7	4.9%
5b	2	2.1%	4	5.4%	8	5.6%
5c	1	1.0%			8	5.6%
5d			1	1.4%		
5e					2	1.4%
6					1	0.7%
総計	96	100.0%	74	100.0%	144	100.0%

の小計である。

一見して明らかなように、伝馬町新一丁目商業世帯の世帯構成は、[類型3]単純家族世帯が過半数を上回り、各年の構成比は72.3%、63.6%にのぼる。麴町十二丁目における[類型3]構成比41.9%に比すると、構成比の高さは顕著である。

[類型3]世帯における夫婦の年齢は、壮年層が大半である。1865年では、男女ともに年齢階層36歳～40歳が最も多く、この世代の子供たちの年齢階層は、5歳～15歳である。したがって、[類型3]の構成比が高いほど、高齢化率は低くなる。1865年における60歳以上の高齢者は、378人中18人(4.7%)である。

[類型3]世帯構成比が高い理由は、伝馬町新一丁目住民世帯の職業と関連する。この町の中心的な職業は、「渡世」「商売」という商業であり、商業従事世帯の大半は、[類型3]世帯だからである。該当世帯は、1865年が34世帯、1869年が28世帯を数える。[類型3]商業世帯では、経営の中核となる稼ぎ手は夫婦世代が中心で、奉公人を入れていた可能性はあるにしても、経営規模は家族経営の域を出ないといえるだろう。

当然のことながら、[類型3]の比率が高くなるに比例して、単身世帯[類型1][類型2]、同居世帯[類型4][類型5]の比率は低くなる。伝馬町新一丁目の場合、[類型5]の構成比が著しく低い。[類型5]は、二つの家族世帯が同居する世帯構成である。特に、下位分類(5a・5b)は、親世代世帯と子世代世帯の二世帯同居世帯を意味する。上中階層の二世帯同居のなかには、世代継承を意図する場合がある。しかし、伝馬町新一丁目の5a・5b世帯は下層が多い。1865年の(5a)2世帯、1869年の(5a)1世帯、(5b)3世帯は下層である。二世帯同居をしていたとしても、世代継承を目的とする世帯は少ないと思われる。

そこで、[類型4][類型5]に分類される世帯構成を、商業従事世帯にデータを絞って検討する。伝馬町新一丁目において世代継承が可能であるとすれば、商業従事世帯が多いと想定されること、商業世帯の状況は町の全体像を反映するといえるからである。

[類型4][類型5]とは、世帯主の夫婦家族世帯に親族が加わる世帯構成で、親と子との二世帯同居世帯もこれに含まれる。[類型4]は単身の親族が加わる世帯で、単身親族が世帯主夫婦どちらかの親であれば、二世帯同居世帯となる。[類型5]は自身も夫婦家族世帯を構成している親族世帯が、世帯主の夫婦家族世帯に加わる構成である。世帯主夫婦どちらかの両親が健在で、世帯主の夫婦世帯に同居するパターンは、[類型5]の典型的な二世帯同居世帯である。

人別帳は人口調査の記録簿であり、人口調査において出生地は必須調査項目の一つである。二世帯同居世帯において、世帯主夫婦どちらかの親の出生地がわかれば、その世帯が江戸に転入して何世代に相当するかがわかる。例えば、世帯主夫婦が江戸出生であり、かつ、夫婦どちらかの親の出生地も江戸という二世帯同居世帯は、江戸に転入して少なくとも二代を経過していることになる。つまり、[類型4][類型5]の二世帯同居世帯を分析すれば、世帯構成員の江戸定着状況を明らかにすることができる。二世帯以上にわたり江戸で家族を形成してきた世帯は、江戸定着を支える生活基盤を築いたといえるだろう¹⁶⁾。また、世帯の階層・職業・世

帯構成員などの分析を総合することにより、世代継承の意図、あるいは孝養の実際を読み取ることも期待できる。例えば、老母と忝夫婦からなる二世帯同居世帯は、親を扶養するという孝養の具体的事例だといえよう。

【表7】は、1869年4月時点の伝馬町新一丁目商業世帯において、[類型4][類型5]に分類される世帯を取り出し、その世帯構成を分析して表にまとめた結果である。1869年在住世帯を対象にしたのは、町内居住期間を参照でき、該当世帯が1865年を上回るという理由による。[類型4]は、該当7世帯の中から地借5世帯のみを載せた。店借2世帯は、検討すべきデータに値しない緊急避難的な同居である。

いくつかの項目を説明しよう。まず、[家番号]。人別帳データベースでは、一世帯を1レコードとし、一世帯ずつにユニークな世帯単位のシリアル番号を割り当てる。これを、[家番号]と呼んでいる。[1865年在住]とは、「慶応元年度人別帳」に記載があった世帯で、「在住」とあれば、1865年以前から町内に在住していたことになる。また、[移動]とは、1870年12月までの転出結果を意味する（「明治2年度人別帳」には、1869年4月から1870年12月までの転出記録が記されている）。

【表7】9世帯のなかで二世帯同居世帯に該当するのは、家族類型下位分類（4a）名前入（=世帯主）世帯とひとり親の同居、（5a）名前入世帯と親世帯との同居、（5b）名前入親世帯と子供夫婦世帯との同居である。家番号を挙げると、（4a）2052・2141・2143の3世帯、（5a）2011・2151の2世帯、（5b）2144の1世帯。商業世帯44世帯で、二世帯同居世帯は僅か6世帯にすぎない。ちなみに、麴町十二丁目では二世帯同居世帯が18世帯、全体の約3割を占める。

【表7】掲載世帯の世帯構成や動向から、伝馬町新一丁目商業世帯における二世帯同居世帯の状況を検討しよう。事例の記述では、家番号を[]に入れ、名前入の名前を世帯名とする。

江戸定着状況に関しては、[2143]兵右衛門、[2151]新次郎は、江戸の地に居を構えて三世代目以上に相当する。父親に先立たれ寡婦となった母親と同居する世帯で、その母親は御当地=江戸出生だから、名前入の二代以上前から江戸に在住していたことになる。この二世帯は、江戸に生活基盤を築き、江戸定着を果たしたと判ぜられる。しかし、江戸定着とはいえ、一定の場所に定住して、その地で自分の家を構築するというパターンではない。1865年以降に転入しており、町に住んで3年に満たないからである。より稼ぎの高い仕事や豊かな生活の場を求めて一定の範囲内を移動しながら、江戸という地域に生活の場を固めるという意味で江戸に定着していたといえる。

他に、名前入が江戸出生の世帯としては、[2055]忠兵衛、[2144]治兵衛、[2118]豊吉がいる。この三世帯は、親世代との同居ではないため、江戸転入世代は不明である。また、町外転出をしており、町内居住期間は短い。江戸定着を果たしていたとしても、移動しながら江戸の地を居所と定めるパターンであろう。

[2052]元蔵、[2011]清三郎は、1859年までの間に世代継承した世帯である。しかし、名前入、名前入の親世代も他国出生あり、二世帯以上にわたる江戸定着とはみなしがたい。

【表7】四谷伝馬町新一丁目 1869年4月在住 家族類型4(上・中階層)・家族類型5の世帯構成 ■上段：名前人の家族構成 ■下段：同世帯の親族 □：同居人

家番号	名前	名前人	居住階層	1865年 在住	家族 類型	世帯構成	世帯構成員の異動	移動
2052	元蔵(28歳) 濱物渡世 出生地：相模国愛甲郡林村	家守	在住	4a	■元蔵家族[元蔵+妻・すず(26歳)] ■養父・栄吉(61歳)	世帯構成成員の異動 ○…：世帯(世帯構成員)の異動	○1865年世帯構成は、名前前・前の元蔵(現、栄吉)57歳(出生地：尾張国丹羽郡江森村)+元蔵妻との60歳(出生地：武蔵国入間郡池辺村)+娘こう20歳(出生地：武蔵国入間郡池辺村)、夫婦と未婚の子とも世帯。1865年中に妻・との、病死。1869年までに娘・こう転出。 ○1869年までに、現名前前・元蔵夫婦を養子取り。養子元蔵夫婦が世代相続し名前人になり、前の栄蔵は栄吉と改名。 1869年までに転入。 世帯構成員3人全員の出生地：御当地	継続 居住
2143	兵右衛門(36歳) 古着渡世 出生地：御当地	地借	×	4a	■兵右衛門家族[兵右衛門+妻ふみ(26歳)] ■母くめ(67歳) □召仕1人			継続 居住
2141	豊吉(36歳) 絵及紙屋 出生地：武蔵国多摩郡青梅村	地借	×	4a →3da	■豊吉家族[豊吉+養母やす(58歳)] ■養祖母らん(76歳)		1869年までに転入。 養母やすの出生地：御当地。養祖母らんの出生地：武蔵国入間郡所沢村 ○1869年9月29日、養子豊吉を離縁し、四谷伊賀町喜四郎方へ引渡。家族構成は、名前前・やす+母らん。家族類型は、寡婦とその母からなる単純家族世帯(3da)	継続 居住
2055	忠兵衛(39歳) 質渡世 出生地：御当地	地借	在住	4d →3bb	■忠兵衛家族[忠兵衛+妻ゆづ(28歳)+母1人] ■甥全太郎(12歳)		世帯構成員4人の出生地：御当地 ○1869年11月11日、甥全太郎は年季奉公のため転出。家族類型は、夫婦と未婚の子どもからなる単純家族世帯(3bb) ○翌年1870年11月、上横町六番店へ引越、町外転出。	一年後 転出
2051	勘兵衛(46歳) 濱物渡世 出生地：尾張国中島郡日村	地借	在住	4e	■勘兵衛家族[豊吉+妻よそ(31歳)+娘5人] ■妻よそ弟兵吉(28歳) ■姉もと(38歳) □召仕2人		勘兵衛妻よそ、よそ弟兵吉(出生地：近江国高鳴郡古賀村)。姉もと(出生地：武蔵国多摩郡本郷村)、血縁関係不明。	継続 居住
2011	清三郎(21歳) 煙草渡世 出生地：武蔵国秩父郡横溝村	地借	在住	5a →3a	■清三郎家族[清三郎+妻くに(18歳)] ■父吉兵衛家族[父吉兵衛(46歳)+母たき(42歳)+妹はな(4歳)]		○1865年世帯構成は、名前前・前の清三郎(現、吉兵衛)42歳(出生地：武蔵国秩父郡横溝村)+吉兵衛妻たき38歳(出生地：同)+伴銀太郎17歳(出生地：同)。武蔵国秩父郡横溝村から一家で江戸転入か? ○1869年までに、伴銀太郎が清三郎を襲名、世代相続し名前人になり、嫁取り。前の清三郎は、吉兵衛と改名。1869年9月、父吉兵衛家族が転出。家族構成は、名前前・清三郎+妻くに。家族類型は、夫婦世帯(3a)	継続 居住
2151	新次郎(37歳) 油紙渡世 出生地：御当地	店借	×	5a	■新次郎家族[新次郎+妻たま(27歳)] ■母たう家族[母たう(52歳)+弟亀吉(24歳)]		1869年までに転入。 世帯構成員4人全員の出生地：御当地	継続 居住
2144	治兵衛(67歳) 麻糸渡世 出生地：御当地	地借	×	5b →3ca?	■治兵衛家族[新治兵衛+妻たま(58歳)] ■伴作蔵家族[伴作蔵(23歳)+嫁きく(18歳)+孫てつ(当歳)]		1869年までに転入。 妻たまの出生地：武蔵国豊島郡板橋村 伴作蔵の出生地：武蔵国豊島郡内藤新宿 嫁きく、孫てつ出生地：御当地 ○1869年中、妻たまの病死。世帯構成は、名前前・治兵衛+伴作蔵夫婦。家族類型は、4b。 ○1870年6月、名前前・治兵衛、市谷柳町方へ同居。同年11月、牛込喜久井町へ引越、町外転出。 ○1870年11月、伴作蔵妻きく、離縁。里方(武蔵国豊島郡板橋村)へ引渡、町外転出。 町内に残ったのは、伴作蔵と娘てつ(除の印なし) 家族類型は、寡婦と子どもからなる単純家族世帯(3cb)	一部 継続 居住
2118	豊吉(46歳) 古道具渡世 出生地：御当地	店借	×	5d	■豊吉家族[豊吉+妻もと(37歳)] ■甥夫婦[甥嘉七(27歳)+従兄弟ます(19歳)]		1869年までに転入。 ○1869年11月、名前前豊吉家族、青山久保町へ引越、町外転出。 ○1869年11月、甥夫婦、出稼のため横浜へ引越、町外転出。	転出

[2052] 元蔵の養父、前の元蔵は尾張国中島郡から江戸に転入し、武蔵国入間郡出生の妻、娘と三人で、伝馬町新一丁目に世帯を構えたのである。しかも、妻と娘をなくして男鰥となって迎えた養子が、名前人の元蔵である。[2011] 清三郎は、両親と清三郎が武蔵国秩父郡であり、世帯ごと江戸に転入したと考えられる。[2011] 清三郎では、前の清三郎が、恠に世代を譲った後、妻と転出している。つまり、二世代を分割して、[類型3] 単純家族世帯移行したのである。[2011] 清三郎と同じケースは、前章で取り上げた地借花屋市五郎でもみることができた。二つのケースとも、親世代の年齢が40代で、親夫婦二人世帯での生活が可能だと思われる。一世帯あたりの経営規模が小さい商業世帯の場合、二世帯同居ではなく世代分割を選択する、このような事例が他町にも存在するか、検討課題としたい。

世代継承を意図したにもかかわらず、それが果たせなかった世帯もある。[2141] 豊吉、[2144] 治兵衛である。[2141] 豊吉では、養子豊吉が離縁され、養母と養祖母の世帯に移行している。[2144] 治兵衛は、治兵衛妻が病死、治兵衛自身は転出、恠作蔵妻は離縁引渡と、一家離散に等しい状況に至った。

親族同居世帯のなかには、貧窮や離縁などにより自身で生活を維持できない者（世帯）を一時避難的に受け入れる場合がある。[2055] 忠兵衛、[2051] 勘兵衛、[2118] 豊吉がこのケースに該当し、それぞれ甥、妻の姉・弟と同居している。

以上、商業に従事する二世帯同居世帯を対象に、江戸定着状況及び世代継承を検討した。江戸定着状況では、江戸定着を果たした世帯はいるものの、伝馬町新一丁目の地に二世帯が定住する家を構築する世帯は存在しなかった¹⁷⁾。伝馬町新一丁目は、そこに居を構え定着する町ではなく、生活基盤を固めるために移り住む町と捉えられていたのではなかろうか。さほどの経済力がなくても転入し、生活基盤を固めることができる場所だからこそ、他国出生者が転入し世帯を構えることができたともいえよう。

世代継承では、世代継承を果たした世帯と世代継承を意図しながら果たせなかった世帯とに分かれた。結局、世代継承し二世帯同居世帯を継続したのは、養子夫婦を迎えた一世帯であった。世代継承を果たしながらも、単純家族世帯に移行した世帯の存在は、この町で二世帯同居を継続するだけの経営基盤を築くことの難しさを示していると考えられる。

結論にかえて

本稿では、「四谷伝馬町新一丁目人別帳」データベース分析を通して、幕末維新期における江戸町方住民における孝の可能性をさぐった。伝馬町新一丁目は、家族経営程度の小規模な商業世帯が、小商いによって生活を維持するのに適合する町である。主な家族形態は、夫婦と未婚の子供たちからなる単純家族世帯で、親の扶養や相続を目的とした二世帯同居世帯は少ない。単純家族世帯の特徴は脆弱性にあり、零細な経営規模と相俟って移動頻度は高い。つまり、この町の住民世帯の場合、自らの世帯を維持するのすら危うい状況にあり、二世帯同居を

維持することは困難である。伝馬町新一丁目住民の多くにとって、老いた親と同居して孝養を尽くすという意味では、孝はかなわぬ道德であったと考えられる。

孝は百行の本、と説かれる。すなわち、まさに孝は、親への孝養のみを意味するのではなからう。幕末維新时期における民衆にとっての孝とは、日々を安穩に暮らすために実践すべき規則、心がけのごとき日常生活全般に行き渡る通俗的な道德といえるのではなからうか。

【注】

- 1) 江戸町方人別帳データベース分析に関しては、以下を参照されたい。江戸町方人別帳データベース設計は、「江戸町方人別帳データベース —設計と活用—」(『目白大学総合科学研究10号』、2013)を参照されたい。四谷塩町人別帳分析の主な成果は、「人別帳からみた四谷塩町一丁目の住民構成」(『目白大学総合科学研究 3号』、2007)、同「幕末・維新时期における江戸町方住民の実態—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学総合科学研究』第5号、2009)。
 麴町十二丁目人別帳の主な成果は、[早川2015 a]「幕末維新时期の江戸における家族世帯の構造—「麴町十二丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学総合科学研究』第12号、2015)、[早川 b]「麴町十二丁目における社会的階層の分化と江戸定着の状況」(『目白大学人文学研究12号、2015』)
- 2) 四谷伝馬町新一丁目に関する基礎的情報は、以下の資料を参考にした。『文政 町方書上 四谷町方書上』新宿近世文書研究会、2003、『大日本地誌体系 ③ 御府内備考 第三巻』雄山閣、2000、『四谷区史』四谷区役所、1934、『新宿区史』新宿区役所、1955。
- 3) 文政 町方書上 四谷町方書上』新宿近世文書研究会、2003、p.20
- 4) 『地図で見る新宿区の移り変わり—四谷編—』東京都新宿区教育委員会、1983所収。同地図の説明に、「幕末の原版を利用しながら、吉田屋文三郎から刊行された」(p.461)とある。
- 5) 『文政町方書上』によれば、南方隣境には、西御丸御廣鋪御用達・小澤勘助の屋敷をはじめ、皆川吉太郎、朝倉左門、大河内鎌藏、弓氣多栄之進、榊原房太郎の屋敷があった。
- 6) 『文政町方書上』には、家持4軒、家主12軒とある。
- 7) 「町内地面内路次ヲ入、裏屋之分一圓ニ新店与唱来候、右者地主共銘々所持地面裏之方建家ヲ引下ケ新規抜裏ニ補理候ニ付、新店与唱来候」(『文政 町方書上 四谷町方書上』新宿近世文書研究会、2003、p.22)。
- 8) 貼紙は、1869年4月以降の転入世帯にも1件あり、合計10件である。1869年9月28日に鮫河橋南町から転入して来た世帯の召仕1人に、白紙の紙が貼られている。この召仕は、武蔵国多摩郡田端村百姓久次郎方へ引き渡されている。
- 9) 店借・屋根職・金太郎(24歳)1世帯4人の記録。金太郎の名前の上に貼紙がある。
- 10) 召仕の貼紙には、請人方や親元へ引渡したことが記録される。例えば、地借・古着渡世・九右衛門(50歳)方の召仕・拾次郎の記録には、「請人同所(武蔵国多摩郡中野村)百姓半之助方へ引渡申候」と書かれている。
- 11) 正月十九日戌辰日録「一、昼四半頃、伝馬町新壺丁目多三郎店古着渡世元藏居宅ノ出火致し、中谷源七宅ニ而焼止る、伝式方江者亀谷平助殿宅ニ而焼止る、長延三拾九間、裏行平均約九間程類焼仕候」(東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『江戸東京博物館史料叢書6 四谷塩町一丁目 書役徳兵衛日録』(財)東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館、2003、p.5)。多三郎、古着渡世元藏の名は、二部の人別帳いずれにも記録されていない。ただ、慶応元年人別帳に「家主・太三郎」の記載があり、多三郎は太三郎の誤記かもしれない。
- 12) 四谷塩町一丁目明治2(1869)年の居住階層は、店借が106世帯に増加したため、上中階層35%・下層65%となった。麴町十二丁目の明治元(1868)年の居住階層は、上中階層59%・下層41%、

世帯数は141世帯と3世帯減で、伝馬町新一丁目ほどの減少は見られない。

- 13) 人別帳から読み取ることができるデータには、この三点の他にも社会的階層を決定する要因がある。世帯構成、世代継承、江戸定着状況などである。これらを総合すれば、社会的階層はより詳細に分析することができる。本稿では、「四谷三町」に共通する要因という点を重視し、三点に絞り込んでいる。
- 14) 「麹町十二丁目人別帳」も三年度分と量的不足は否めない。しかし、同人別帳には、出生町村・親・親との続柄が記されている。この出生地の記録から、江戸流入時期・世代、江戸定着状況、町内居住期間などの動態分析などができる。
- 15) ハメル-ラスレット分類法に関する文献としては、E.A.ハメル-P.ラスレット「世帯構造とは何か」(速見融編『歴史人口学と家族史』、藤原書店、2003)を用いた。H-L分類法を世中後期の都市住民世帯の分類に適用した場合、世帯構造を的確に分析することができないという問題点がある。そこで、江戸町方の人別帳を資料にした世帯構造の分析では、H-L分類法を基礎にして、都市住民の世帯構造に適合させるべく修正・補足した方法を考案、採用している。詳細は、[早川2009]を参照されたい。
- 16) 「四谷三町」の人別帳データベース分析では、江戸定着を「少なくとも二世代以上に渡り江戸の地に居を構え、江戸の地を生活の場としていること」と定義している。つまり、人別帳記載時点の名前人世代が、「江戸生まれ・江戸育ち」であることが条件である。江戸定着に関しては、[早川2016b]を参照されたい。
- 17) 四谷伝馬町新一丁目には、家持一世帯が在住する。1865年の名前人は、杵酒渡世・源七(64)歳である。源七は、1859年までに転出(死亡か)し、源七妻千代(49歳)と娘はな(13歳)が残される。1859年には、娘はな(17歳)が、後見を付けて名前人を相続する。1859年11月には、直吉(40歳、出生地:伊豫国新居郡泉川村)を養子取りする。ところが、直吉は、翌年10月14日に家出、12月21日に欠落御帳付願が出されている。その後のはな世帯の動向は調査中である。

* 本稿は、日本学術振興会平成28年度科学研究費補助金(基盤研究C:課題番号26370084近代への過渡期の民衆道徳における「孝」の展開と都市住民の実態)による研究成果の一部である。

(平成29年1月17日受理)